

■ 復興支援事務所（司法書士相談センター）

日本司法書士会連合会は、次のところに復興支援事務所（司法書士相談センター）を開設いたしました。各復興支援事務所では、無料法律相談を行っておりますので、お気軽にご利用ください。

● 宮城県 復興支援事務所

※予約不要（但し、予約者優先）

相談日：毎週水曜日・土曜日（祝日を除く） ※相談時間については、お電話にてお問い合わせください。

気仙沼司法書士相談センター
気仙沼市田中前2丁目1番地7
☎0226-29-6760



南三陸司法書士相談センター
本吉郡南三陸町志津川字沼田160番地1
☎0226-46-4051



山元司法書士相談センター
亶理郡山元町山寺字山下89番地
☎0223-37-5901



● 岩手県 復興支援事務所

※相談日・相談時間については、お電話にてお問い合わせください。

陸前高田司法書士相談センター
陸前高田市竹駒町字相川154番地21
☎0192-47-3244



大槌町司法書士相談センター
上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4
ショッピングセンター「シーサイドタウンマスト」2階
☎0193-55-5123



全国の司法書士会

北海道ブロック

札幌司法書士会 ☎011-281-3505
函館司法書士会 ☎0138-27-0726
旭川司法書士会 ☎0166-51-9058
釧路司法書士会 ☎0154-41-8332

東北ブロック

宮城県司法書士会 ☎022-263-6755
福島県司法書士会 ☎024-534-7502
山形県司法書士会 ☎023-623-7054
岩手県司法書士会 ☎019-622-3372
秋田県司法書士会 ☎018-824-0187
青森県司法書士会 ☎017-776-8398

関東ブロック

東京司法書士会 ☎03-3353-9191
神奈川県司法書士会 ☎045-641-1372
埼玉司法書士会 ☎048-863-7861
千葉司法書士会 ☎043-246-2666
茨城司法書士会 ☎029-225-0111
栃木司法書士会 ☎028-614-1122
群馬司法書士会 ☎027-224-7763

中部ブロック

静岡県司法書士会 ☎054-289-3700
山梨県司法書士会 ☎055-253-6900
長野県司法書士会 ☎026-232-7492
新潟県司法書士会 ☎025-228-1589
※3月12日より移転 ☎025-244-5121

愛知県司法書士会 ☎052-683-6683
三重県司法書士会 ☎059-224-5171
岐阜県司法書士会 ☎058-246-1568
福井県司法書士会 ☎0776-30-0001
石川県司法書士会 ☎076-291-7070
富山県司法書士会 ☎076-431-9332

近畿ブロック

大阪司法書士会 ☎06-6941-5351
京都司法書士会 ☎075-241-2666
兵庫司法書士会 ☎078-341-6554
奈良司法書士会 ☎0742-22-6677
滋賀司法書士会 ☎077-525-1093
和歌山司法書士会 ☎073-422-0568

中国ブロック

広島司法書士会 ☎082-221-5345
山口県司法書士会 ☎083-924-5220
岡山県司法書士会 ☎086-226-0470
鳥取県司法書士会 ☎0857-24-7013
島根県司法書士会 ☎0852-24-1402

四国ブロック

香川県司法書士会 ☎087-821-5701
徳島県司法書士会 ☎088-622-1865
高知県司法書士会 ☎088-825-3131
愛媛県司法書士会 ☎089-941-8065

九州ブロック

福岡県司法書士会 ☎092-714-3721
佐賀県司法書士会 ☎0952-29-0626
長崎県司法書士会 ☎095-823-4777
大分県司法書士会 ☎097-532-7579
熊本県司法書士会 ☎096-364-2889
鹿児島県司法書士会 ☎099-256-0335
宮崎県司法書士会 ☎0985-28-8538
沖縄県司法書士会 ☎098-867-3526

東日本大震災による被災者のための

被災後の 法的トラブル 解決ガイド

Ver.2

日本司法書士会連合会



東日本大震災で被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

このリーフレットは、司法書士に相談された事例を基に作成し、一般的かつ簡易な解説をしています。具体的な相談は、お気軽に各地の司法書士会またはお近くの司法書士にご相談ください。

東日本大震災被災者・避難者支援

司法書士無料電話相談

東日本大震災による被害を受けた方々、避難をしている方々を対象に、司法書士が土地・建物、住宅ローン、借家・借地関係、会社関係、財産管理などの相談に電話でお答えいたします。まずはお電話ください。

0120-445528 受付時間：平日10時から17時まで
（土・日・祝日は除く）

※各地の司法書士会へ電話につながります。※電話につながりにくい場合は、時間をおいてからおかけ直しください。
※IP電話からはおつながりできません。※本電話相談は予告なく終了させていただく場合がございます。

日本司法書士会連合会・各地の司法書士会

■ 宮城県司法書士会 無料電話相談

TEL 022-221-6870 受付時間：平日13時から20時まで
（土・日・祝日は除く）

※本電話相談は予告なく終了させていただく場合がございます。

■ 岩手県司法書士会 無料電話相談

0120-823-815 受付時間：平日10時から13時まで
（土・日・祝日は除く）

※本電話相談は予告なく終了させていただく場合がございます。

日本司法書士会連合会 災害復興支援困り事相談携帯サイトはこちら



後見人が行方不明になった、保険金の受取人が認知症にかかっているなど、成年後見に関するご相談は下記へお電話ください。

0120-350610 受付時間：平日13時から16時（土・日・祝日は除く）

なお、この電話相談は、司法書士で組織されている「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」が運営しております。※本電話相談は予告なく終了させていただく場合がございます。

被災後の法的トラブル Q&A

被災者が行う登記に係る登録免許税の免除措置

平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に次の登記を行う場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、登録免許税が免除されます。

【対象となる登記】

1. 震災により滅失した建物又は原発事故による警戒区域等にある建物に代わり取得した建物（以下「被災代替建物」といいます）についての所有権の登記
2. 被災代替建物の敷地として取得した一定の土地についての所有権の移転または地上権、賃借権の設定若しくは移転の登記
3. 震災により耕作できなくなった農地又は原発事故による警戒区域等にある農地に代わり取得した農地についての所有権の登記（農業を営む者に限る）
4. 前記1から3の適用を受ける資産の取得のための資金の貸付等に係る債権を担保するために受けるそれらの資産を目的とする抵当権の設定の登記（前記1から3の資産の所有権保存登記・移転登記等と同時に受けるものに限る）
5. 法人の本店や役員の住居として使用していた建物が震災により滅失した場合や原発事故による警戒区域等にある場合における本店等の移転の登記又は役員住所の変更などの登記

登録免許税の特例を受けるにあたっては、被災証明書等が必要となります。ご不明な点や詳細につきましては、各地の司法書士会またはお近くの司法書士にお問い合わせください。



相続関係

Q 震災で亡くなった父の相続の手続きを進めようと考えたのですが、権利証や預金通帳なども紛失してしまったため、財産の詳細がわかりません。どうしたらよいのでしょうか？



A 土地や建物については各市町村役場で固定資産税課税台帳など取得することにより調べることができます。また、どの金融機関に預貯金があるかや加入していた生命保険や損害保険などについては下記問い合わせ先（月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時）で調査することができます。

【お問い合わせ先】

●預貯金について 全国銀行協会『被災者預金口座照会センター』
☎0120-751557

●生命保険について 生命保険協会『災害地域生保契約照会センター』
☎0120-001731

●損害保険について 日本損害保険協会『地震保険契約会社照会センター』
☎0120-501331

そのほかに

- 震災の影響で勤め先が倒産してしまいました。まだ受け取っていない給与もありますが、どうしたらいいのでしょうか？
- 自宅を訪ねてきた工業者から、格安で屋根の修理をするといわれ工事契約をしましたが、相場よりかなり高いことがわかりました。契約の解除はできますか？
- 震災で父の後見人が亡くなりました。今後どうすればいいのでしょうか？
- 津波で自動車が壊れてしまいました。まだローンが残っています。車が使えなくなっても、支払いはしなければならないのですか？

など、今回の大震災では様々な法律問題が発生しています。具体的な相談は、お気軽に各地の司法書士会またはお近くの司法書士にご相談ください。